

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産の減価償却は定額法で行っている。

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、法人が負担する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度及び愛媛県民間社会福祉事業退職年金共済支援事業の掛金相当額を退職給付引当金に計上している。

②賞与引当金

重要性が乏しいため引当金計上しない。

③徴収不能引当金

該当なし

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方法によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

①全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度（社会福祉法人 全国社会福祉協議会）

②愛媛県民間社会福祉事業退職年金共済支援事業（社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会）

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号の一様式、第二号の一様式、第三号の一様式)

(2) 事業区分別内訳表(第一号の二様式、第二号の二様式、第三号の二様式)

当法人では社会福祉事業にすべての拠点を含める為、作成しない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式)

当法人では公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号の三様式、第二号の三様式、第三号の三様式)

当法人では公益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①法人運営事業拠点区分（社会福祉事業）

法人運営事業

まごころ銀行運営事業

②地域福祉活動推進事業拠点区分（社会福祉事業）

- 地域福祉事業
- 心配ごと相談事業
- 生活福祉資金貸付事務事業
- 共同募金配分金事業
- ボランティア活動推進事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 生活困窮者自立支援事業
- ③介護事業拠点区分（社会福祉事業）

訪問介護事業

居宅介護支援事業

介護予防支援事業

④障害者福祉事業拠点区分（社会福祉事業）

居宅介護事業

地域生活支援事業

計画相談事業

相談支援事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	2,000,000	0	0	2,000,000
合 計	2,000,000	0	0	2,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
車両運搬具	11,828,129	9,343,672	2,484,457
器具及び備品	843,318	686,044	157,274
合 計	12,671,447	10,029,716	2,641,731

1 0. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	20,518,118	0	20,518,118
合 計	20,518,118	0	20,518,118

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類 該当なし	法人 等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上 の関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等
該当なし

1 3. 重要な偶発債務
該当なし

1 4. 重要な後発事象
該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし